相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国分寺市高木町三丁目一六番地三、最後の住所東京都小平市小川町一丁目四八五番地黎明寮　被相続人　亡　尾崎八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区山吹町三三九番地、最後の住所東京都新宿区山吹町三三九番地二

被相続人　亡　伊佐野滝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

事務所東京都新宿区荒木町二二―四二エプコットビル一階山崎貴啓法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山崎　貴啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市境五一二番地一、最後の住所千葉県市川市原木一丁目九番八号サンハウス松永二〇五号　被相続人　亡　新井　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

神奈川県相模原市中央区千代田一丁目六番九号共立千代田ビル二階県相模法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坪井　廣行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市武川町山高二六六九番地、最後の住所山梨県北杜市武川町山高二六六九番地二　被相続人　亡　小澤　義輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号太平甲府ビル九〇一号三枝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三枝　重人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市清水区由比寺尾四八七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　赤堀　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大瀧　友輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区羽鳥六丁目一五番、最後の住所静岡市葵区羽鳥六丁目一五番五号

被相続人　亡　梶山　正二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大瀧　友輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩郡磯部町恵利原一二五番地一、最後の住所三重県度会郡玉城町宮古七二八番地一八　被相続人　亡　古嵜　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号名古屋丸の内平和ビル三階司法書士事務所Ｂｒｉｃｋ＆ＵＫ

相続財産管理人　司法書士　井上　恵介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市つつじが丘南五番町一〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　服部　歌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

事務所三重県名張市栄町二八七五番地　名張法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大塚　耕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区海野三〇七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　東　清九郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市嬉野森本町七八七番地、最後の住所三重県津市稲葉町三九八九番地

被相続人　亡　丸山　幸代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県草津市草津三丁目九八〇番地、最後の住所滋賀県草津市山寺町八三七番地

被相続人　亡　松尾　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

事務所滋賀県大津市梅林一丁目三番一三号リンカーンビル三階大津駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区東九条中札辻町三二番地、最後の住所京都市中京区壬生東高田町一番地二京都市立病院　被相続人　亡　葉武　悦朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

京都市上京区河原町通丸太町上る桝屋町三五四番地の二毎日新聞京都ビル三階

相続財産管理人　弁護士　石地　春樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第６期決算公告

平成26年6月27日

静岡県富士市平垣300番地

富士王子パッケージング紙業株式会社

代表取締役　高橋　悟志

貸借対照表の要旨（平成26年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	94	流動負債	58
固定資産	11	固定負債	49
投資その他の資産	11	負債合計	107
		株主資本	△1
		資本金	10
		資本剰余金	2
		資本準備金	2
		利益剰余金	△13
		その他利益剰余金	△13
		純資産合計	△1
資産合計	105	負債・純資産合計	105

㈱　当期純損失は3百万円です。